

山口県報

平成28年
5月6日
(金曜日)

目次

○告示	一
国土調査の指定(政策企画課)	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件)(環境政策課)	一
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)	五
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の休止の届出(厚政課)	六
生活保護法の規定に基づく介護機関の休止の届出(厚政課)	六
救急病院でなくなった医療機関(医療政策課)	七
救急病院の認定(医療政策課)	八
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	八
保安林指定の解除(萩市)(森林整備課)	八
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課)	八
河川区域の変更による廃川敷地等(河川課)	八
道路の位置の指定(建築指導課)	九
○公告	九
国土調査の成果の認証(政策企画課)	九
特定非常営活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課)	九
平成二十八年年度登録販売者試験の実施(業務課)	一〇
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)	一〇
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(五件)(商政課)	一一
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(二件)(商政課)	一一
県営阿武地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)	一二
基本測量の実施の終了(監理課)	一二
○公安委公告	一二
契約の締結	一二

山口県告示第三百三十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査の指定をした。

平成二十八年五月六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 地籍調査を行う者の名称

平生町

二 調査地域

熊毛郡平生町大字平生村

三 調査期間

平成二十八年五月六日から平成二十九年三月三十一日まで

四 指定の年月日

平成二十八年五月六日

山口県告示第三百三十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十八年五月六日から同月二十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課並びに岩国市環境部環境保全課及び和木町役場において公衆の縦覧に供する。

平成二十八年五月六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 三井化学株式会社

住 所 東京都港区東新橋一丁目五番一号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 三井化学株式会社岩国大竹工場

所在地 玖珂郡和木町和木六丁目一番二号
 三 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造		使用の方法	
	能 ($m^3/日$)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日
三七一口	一〇 五、二九	平成二八、 七、二七	平成二八、 七、二七	平成二八、 七、二七
		連 続 二四時間	間 隔 二四時間	一日当た りの使用 時間の概 率的変 動の概 率的要 求なし

備考 「三七一口」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一
第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
三七一口	通 常 最 大 三、七〇	通 常 最 大 四、〇〇	通 常 最 大 一〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 ($m^3/日$)	処理の方式	使用時間 間隔	一日当たり の使用時間	季節的変動の 概要	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日
オイルセパレーター	鉄筋コンクリート	一、〇〇〇	浮上	連続	二四時間	変動なし			
活性汚泥処理施設	〃	二二、五〇〇	活性汚泥	〃	〃	〃			
オイルセパレーター	〃	二四、〇〇〇	浮上	〃	〃	〃			

(既設)

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
		通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大

オイルセパレーター		活性汚泥処理施設		オイルセパレーター	
処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前
〃	八	〃	七	〃	一一・五
〃	九、六	〃	七、二	〃	二、七
〃	九	九・一	三六・一	〃	二、八四二
〃	二〇	二二〇	五〇八	〃	三、〇〇〇
〃	一四	二〇	三〇	〃	一四
〃	二二	三〇	五〇	〃	二二
一・八	二	〃	三	二	三
〃	二	〃	八	〃	二
〃	五	〃	一七	〃	五
〃	一	〃	三・一	〃	一
〃	三	〃	九・三	〃	三
〃	一四、〇〇〇	〃	一六、二五八	〃	三九三
〃	二四、〇〇〇	〃	二二、五〇〇	〃	一、〇〇〇

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水口	排出水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量(m ³)
			水素イオン濃度(水素指数)	化学的酸素要求量(mg/l)	
〃	八	〃	通 常	通 常	〃
〃	九、六	〃	最 大	最 大	〃
〃	八・六	〃	通 常	通 常	〃
三	二〇	〃	最 大	最 大	〃
一〇	一四	〃	通 常	通 常	〃
一	一三	〃	最 大	最 大	〃
九	一・八	〃	通 常	通 常	〃
一	二	〃	最 大	最 大	〃
三	五	〃	通 常	通 常	〃
〇・五	一	〃	最 大	最 大	〃
一・五	三	〃	通 常	通 常	〃
一六、〇〇〇	三三〇、三三三	〃	最 大	最 大	〃
二四、〇〇〇	三四六、二九六	〃	通 常	通 常	〃

山口県告示第百三十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十八年五月六日から同月二十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び美祢市市民福祉部生活環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十八年五月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 NGKエレクトロデバイス株式会社
 住 所 美祢市大嶺町東分二七〇一番地の一

二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名 称 NGKエレクトロデバイス株式会社
 所在地 美祢市大嶺町東分二七〇一番地の一
 三 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	能力	構造		使用の方法	
		工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始年月日	使用時間(一日当たりの使用時間)
六五(六基)	一、〇〇〇(個/日)	平成二八、五、二七	平成二八、五、二七	平成二八、五、二七	連続八時間
〃	一四、四〇〇(枚/日)	〃	〃	〃	二四時間
〃	八、三〇〇(個/日)	〃	〃	〃	〃

備考
「六五」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	通 常 最 大	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
		水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)							
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
六五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
六五 (六基)	五	一四	一五	二五	五〇	八〇	一	二	二	一五
備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。										

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処 理 の 方 式	間 隔 時 間	一 日 当 た り の 概 率 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
メッキ排水処理施設	コンクリート製	三六〇	酸化分解・凝集・沈着・ろ過・中和	連続	変動なし	平成二八、二七	平成二八、二七	平成二八、二七

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	処 理 前	処 理 後	通 常 最 大	通 常 最 大	
メッキ排水処理施設	七・五	一・五	八・六	一・四	一八二

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

山口県告示第百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年五月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

Table with 5 main columns: No., 排水口, 排水の種類, 排出水の性状, 排水の一日当たりの量 (m³). It contains data for two specific drainage points (No. 9 and No. 1) and their respective water quality and discharge volume.

Table listing various nursing facilities and their status. Columns include facility name, address, and closure date. Facilities listed include 'サンキ・ウエビル株式会社', '株式会社大樹', '医療法人新生会', and others.

Table listing nursing facilities and their status. Columns include facility name, address, and closure date. Facilities listed include '社会福祉法人萩市社会福祉事業団', '医療法人新生会', 'サンキ・ウエビル株式会社', and others.

五

医療法人新生 岩国市麻里布町三丁目五番五号
 デイサービスセンターさくらんぼ横山ケアセンター 岩国市横山一丁目二番五〇号
 介護予防認知症対応型通所介護所

山口県告示第百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を休止した旨の届出があった。

平成二十八年五月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	休止年月日
有限会社ハ イ・サーブ	防府市大字中山三四七	有限会社ハ イ・サーブさ んあい介護	防府市大字中山三四七	訪問介護	平成二八、三、三一
社会福祉法人 むべの里	宇部市大字東須恵三二〇の一	むべの里デイサービスセンター	宇部市床波二丁目三三六一の八	通所介護	〃
有限会社ハ イ・サーブ	防府市大字中山三四七	有限会社ハ イ・サーブさ んあい介護	防府市大字中山三四七	介護予防訪問介護	〃
社会福祉法人 むべの里	宇部市大字東須恵三二〇の一	むべの里デイサービスセンター	宇部市床波二丁目三三六一の八	介護予防通所介護	〃

山口県告示第百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年五月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社平成薬局	宇部市昭和町四丁目四番一四号	平成薬局	宇部市昭和町四丁目四番一四号	居宅療養管理指導	平成二八、三、一
有限会社フジモト薬局	大字妻崎開作二九二	フジモト薬局	大字妻崎開作一五〇	〃	〃
株式会社ライジング	〃	厚南薬局	〃	〃	〃
株式会社ライジング企画	山口市小郡下郷八四二の九	ソレイユ薬局	山口市黒川七七一の三	〃	四、
株式会社オーエス	北九州市小倉南区湯川四丁目一七番一号	ホワイト薬局	郷九六五	〃	〃
有限会社フローレ	周南市代々木通二丁目二五	ひまわり薬局	〃	〃	〃
日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目九番一号	日本調剤虹ヶ浜薬局	虹ヶ浜二丁目九番一六号	〃	三、
株式会社美祢シテイ薬局	美祢市大嶺町東分一三二一三の七九	美祢シテイ薬局	美祢市大嶺町東分一三二一三の七九	〃	〃
株式会社ライジング企画	山口市小郡下郷八四二の九	セレッソ薬局	〃	〃	〃
株式会社センทรัล薬局	山陽小野田市中央一丁目五番二二号	秋芳薬局	〃	〃	〃
〃	〃	株式会社センทรัล薬局	山陽小野田市中央一丁目五番二二号	〃	〃
〃	〃	のぞみ薬局	大字小野田六一〇六の八一	〃	〃

山口県告示第四百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年五月六日

居宅介護支援事業者名	主たる事務所所在地	居宅介護支援事業者名	所在地	指定年月日
社会福祉法人アス・ライフ	山口市駅通り一丁目三番一〇号	大市居宅介護支援センター	山口市大市町一番二八号	平成二八、三、一

山口県告示第四百一十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年五月六日

介護予防事業者氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業者名	所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社平成薬局	宇部市昭和町四丁目四番一四号	平成薬局	宇部市昭和町四丁目四番一四号	介護予防居宅療養管理指導	平成二八、三、一
有限会社フジモト薬局	大字妻崎開作二九二	フジモト薬局	大字妻崎波一五〇	〃	〃
株式会社ライジング	〃 〃 〃 〃	厚南薬局	〃 〃 〃 〃	〃	〃
株式会社ライジング企画	山口市小郡下郷八四二の九	ソレイユ薬局	山口市黒川七七一の一三	〃	四、〃
〃	〃	あいお薬局	〃 〃 〃 〃	〃	〃
〃	〃	秀栄薬局	〃 〃 〃 〃	〃	〃

山口県知事 村岡 嗣政

山口県告示第四百一十二号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する病院でなくなった。

平成二十八年五月六日

名称	所在地	名称	所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社オーエス	北九州市小倉南区湯川四丁目一七番一五	ホワイト薬局	〃 〃 〃 〃	〃	〃
有限会社フローレ	周南市代々木通二丁目二五	〃	〃 〃 〃 〃	〃	〃
日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目九番一〇	〃	〃 〃 〃 〃	〃	〃
株式会社美称シテイ薬局	美称市大嶺町東分一三三三の七九	〃	〃 〃 〃 〃	〃	〃
株式会社ライジング企画	山口市小郡下郷八四二の九	〃	〃 〃 〃 〃	〃	〃
株式会社センラル薬局	山陽小野田市中央一丁目五番二二号	秋芳薬局	〃 〃 〃 〃	〃	〃
サンキ・ウエルビー株式会社	広島市西区商工センター一丁目一六番一〇	〃	〃 〃 〃 〃	〃	〃

山口県告示第四百一十二号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する病院でなくなった。

平成二十八年五月六日

名称	所在地
下関市立豊浦病院	下関市豊浦町大字小串七の三

山口県知事 村岡 嗣政

山口県告示第四百二十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十八年五月六日

山口県知事 村岡 嗣政

名称	所在地	認定が効力を有する期限
社会福祉法人恩賜財団 済生会支部山口県済生 会豊浦病院	下関市豊浦町大字小串七の三	平成三一、三、三一
山崎病院	長府江下町二番一〇号	〃 〃 〃
下松中央病院	下松市古川町三丁目一番一号	〃 〃 〃

山口県告示第四百四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年五月六日

山口県知事 村岡 嗣政

土地改良区の名称	認可年月日
下関市豊浦町土地改良区	平成二八、四、一九

山口県告示第四百四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十八年五月六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る保安林の所在場所
萩市大字山田字荷卸浴一・二・三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百四十六号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第四百九十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 区域の範囲を次のように改める。
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
柳井市	柳井	門前	四三五七の二〇地先	一号
〃	〃	〃	四三五七の一	二号
〃	〃	〃	八五七の一	三号
〃	〃	〃	四三三四の一	四号
〃	〃	明音寺	四三三一の三	五号
〃	〃	〃	四三三一の一	六号
〃	〃	〃	四三三一地先	七号
〃	〃	〃	四三五八の三	八号

山口県告示第四百四十七号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所山口支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 河川の名称
榎野川水系問田川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日
平成二十八年五月六日
- 三 廃川敷地等の位置
山口市大内御堀字下岩本二八四二番三
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
土地 一一九・八〇平方メートル

山口県告示第四百四十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十八年五月六日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地 光市中島田三丁目一九五二の四、一九五七の三、一九五七の三及び一九五七の三の三地先	幅員 (メートル) 四・〇	延長 (メートル) 五五・二	指定年月日 平成二八、四、一八
--	---------------------	----------------------	--------------------



(二八九) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十八年五月六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
萩市	平成二十五年五月二十三日から平成二十七年二月十日まで	萩市地籍図 萩市地籍簿	大字榎東及び大井の各一部

二 認証年月日

平成二十八年五月六日

(二九〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款は、平成二十八年六月一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年五月六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年四月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称 特定非営利活動法人有機栽培利用普及協会
代表者の氏名 大庭 徹
主たる事務所の所在地 周南市坂根町二番一六号

(二九一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十八年六月十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年五月六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日
平成二十八年四月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人とりで
代表者の氏名 金本 秀韓
主たる事務所の所在地 岩国市南岩国町五丁目一九番二二号

(二九二)平成二十八年年度登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第三十六条の八第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施します。

平成二十八年五月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時
平成二十八年十一月十七日（木曜日）午前十時から正午まで及び午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所
山口市阿知須五〇九番五〇
山口きらら博記念公園
山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク
山口市滝町一番一号
山口県庁
山口市大手町九番六号
山口県社会福祉会館
山口市大手町一番一八号
山口県教育会館

三 受験願書の受付期間
平成二十八年七月二十五日（月曜日）から同年八月五日（金曜日）まで（郵送の場合、八月五日までの消印のあるものは、有効とする。）

四 受験願書等の提出先
最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）山口県健康

福祉部薬務課に提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「登録販売者試験願書在中」と朱書すること。

五 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真（縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの）

六 受験手数料

一万四千七十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十九年一月十三日（金曜日）とし、合格者の受験番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部薬務課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「登録販売者試験受験願書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のも）を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県健康福祉部薬務課（電話〇八三―九三三―三〇二〇）にすること。

(二九三)大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年五月六日から同年九月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年五月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 (仮称) ドラッグコスモス川下店
所在地 岩国市中津町三丁目九二七の二
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
四 氏名又は名称 住所 代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
五 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十八年十二月二十日
六 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、四一五平方メートル
七 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
八 大規模小売店舗の収容台数
四八台
九 駐輪場の収容台数
一二台
一〇 荷さばき施設の面積
二七平方メートル
一一 廃棄物等の保管施設の容量
九立方メートル
一二 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
一三 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻
株式会社コスモス薬品 午前一〇時 午後一〇時
一四 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後十時三十分まで
一五 駐車場の自動車の出入口の数
四箇所
一六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
一七 届出年月日
平成二十八年四月十九日

(一九四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十八年五月六日から同年九月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年五月六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・ビッグ安岡店
所在地 下関市梶栗町四丁目三番三三号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社博多グリーンホ テル 福岡市博多区博多駅中央街三番一一号 菊谷 茂吉
- 三 変更に係る事項の概要
- | | | |
|---------------------------|---------------|-----|
| 変更に係る事項 | 変更前 | 変更後 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | トヨタカローラ山口株式会社 | — |
- 四 届出年月日
平成二十八年四月十四日
- 五 変更年月日
平成二十七年十二月二十七日
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオン長府ショッピングセンター
所在地 下関市長府外浦町三五四七の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
式会社

株式会社ナフコ
三 変更に係る事項の概要
北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 深町 勝義

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の住所 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	大規模小売店舗において小売 業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	兵庫県姫路市三左衛 門堀東の町一二二一	変 更 後	広島市南区段原南一 丁目三番五二号
マックスバリュ西日本株式会 社	〃	〃	〃	〃	〃

四 届出年月日
平成二十八年四月十四日
五 変更年月日
平成二十四年五月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン長府ショッピングセンター

所在地 下関市長府外浦町三五四七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南二丁目三番五二号 加栗 章男

株式会社 ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 深町 勝義

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗において小売 業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	岩本 隆雄	変 更 後	加栗 章男
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	マックスバリュ西日本株式会 社	〃	〃	〃	〃

四 届出年月日
平成二十八年四月十四日
五 変更年月日
平成二十五年五月二十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン長府ショッピングセンター

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南二丁目三番五二号 加栗 章男

株式会社 ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 深町 勝義

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	大規模小売店舗において小売 業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	周南市福川三丁目一 八番二二二号	変 更 後	周南市下一の井手五 六三六の五
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	株式会社岩崎宏健堂	〃	河戸憲 郎	〃	富永 幸朗

四 届出年月日
平成二十八年四月十四日
五 変更年月日
平成二十五年十一月一日

(一九五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年五月六日から同年九月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年五月六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・ビッグ小郡店

二 届出者の氏名及び住所

所在地 山口市小郡下郷七六三の二

氏 名 住 所

田中 康人
三 変更に係る事項の概要
山口市小郡下郷九八六

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	松月堂製パン株式会社	変更後	株式会社アーピング
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	〃	〃	〃	〃	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	〃	〃	〃	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	〃	〃	〃	〃

四 届出年月日
平成二十八年四月十四日
五 変更年月日
平成二十年七月二十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・ビッグ小郡店
所在地 山口市小郡下郷七六三の二
二 届出者の氏名及び住所
氏名 住 所
田中 康人 山口市小郡下郷九八六
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	有限会社フロリストタナカ	変更後	株式会社永安
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	〃	〃	〃	〃	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	〃	〃	〃	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	〃	〃	〃	〃

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
〃
永安 忠行

四 届出年月日
平成二十八年四月十四日
五 変更年月日
平成二十年十一月八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・ビッグ小郡店
所在地 山口市小郡下郷七六三の二
二 届出者の氏名及び住所
氏名 住 所
田中 康人 山口市小郡下郷九八六
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	兵庫県姫路市三左衛門堀東の町一三三	変更後	広島市南区段原南一丁目三番五二号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	〃	〃	〃	〃	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	〃	〃	〃	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	〃	〃	〃	〃

四 届出年月日
平成二十八年四月十四日
五 変更年月日
平成二十四年五月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・ビッグ小郡店
所在地 山口市小郡下郷七六三の二
二 届出者の氏名及び住所
氏名 住 所
田中 康人 山口市小郡下郷九八六
三 変更に係る事項の概要

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

四 届出年月日
平成二十八年四月十四日
五 変更年月日
平成二十五年五月二十二日

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 マックスバリュ西日本株式会社	変更前 岩本 隆雄	変更後 加栗 章男
--------------------------------------	---	--------------	--------------

二 届出者の氏名及び住所
田中 康人 住 所
山口市小郡下郷九八六

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・ビッグ小郡店
所在地 山口市小郡下郷七六三の二

四 届出年月日
平成二十八年四月十四日
五 変更年月日
平成二十四年七月一日

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ココカラファインヘルスケア	変更前 有限会社三好薬局	変更後 株式会社ココカラファインヘルスケア
届出者の住所	〃	〃	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	〃	塚本 厚志

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・ビッグ防府店
所在地 防府市警固町一丁目一番五五号

二 届出者の氏名及び住所並びに代表者の氏名
田中 康人 住 所
山口市小郡下郷九八六

三 変更に係る事項の概要
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十八年五月六日から同年九月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
平成二十八年五月六日
山口県知事 村岡 嗣 政

（二九六）大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

四 届出年月日
平成二十八年四月十四日
五 変更年月日
平成二十七年七月二十一日

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 あさひ製菓株式会社	変更前 〃	変更後 〃
届出者の住所	〃	〃	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	〃	坪野 恒幸

名称 ザ・ビッグ小郡店 所在地 山口市小郡下郷七六三の二	届出者の氏名及び住所 田中 康人 住 所 山口市小郡下郷九八六	変更前 〃	変更後 〃
---------------------------------	---------------------------------------	----------	----------

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
深田 慎治		
山本 康代		

四 届出年月日

平成二十八年四月十四日

五 変更年月日

平成十八年八月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・ビッグ防府店

所在地 防府市警固町一丁目一番五五号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南二丁目三番五二号 加栗 章男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
あさひ製菓株式会社		
有限会社フロリストタナカ		
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所		
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名		
あさひ製菓株式会社		
有限会社フロリストタナカ		
防府市大字西浦三二四七		
田中 昭夫		

四 届出年月日

平成二十八年四月十四日

五 変更年月日

平成十八年九月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・ビッグ防府店

所在地 防府市警固町一丁目一番五五号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南二丁目三番五二号 加栗 章男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
松月堂製パン株式会社		

四 届出年月日

平成二十八年四月十四日

五 変更年月日

平成二十年七月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・ビッグ防府店

所在地 防府市警固町一丁目一番五五号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南二丁目三番五二号 加栗 章男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の住所		
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所		
マックスバリュ西日本株式会社		
兵庫県姫路市三左衛門堀東の町一三二一		
広島市南区段原南一丁目三番五二号		

四 届出年月日
平成二十八年四月十四日
五 変更年月日
平成二十四年五月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・ビッグ防府店
所在地 防府市警固町一丁目一番五五号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号
式会社 加栗 章男
三 変更に係る事項の概要

四 届出年月日
平成二十八年四月十四日
五 変更年月日
平成二十五年五月二十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・ビッグ防府店
所在地 防府市警固町一丁目一番五五号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号
式会社 加栗 章男
三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	変更 前	変更 後
岩本 隆雄	マックスバリュ西日本株式会 社	加栗 章男	

変更に係る事項	変更 前	変更 後
大規模小売店舗の名称	マックスバリュ防府店	ザ・ビッグ防府店

四 届出年月日
平成二十八年四月十四日
五 変更年月日
平成二十八年三月一日

(一九七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次の
とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十八年五月六日から同年九月六日までの間、山口県商工労働部商
政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
平成二十八年五月六日
山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・ビッグ周東店
所在地 岩国市周東町下久原四七四の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号
式会社 加栗 章男
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売 業を行う者の氏名又は名称	変更 前	変更 後
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	株式会社こ熊や	株式会社こ熊や	株式会社サンオーク
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	株式会社サンオーク		岩国市山手町一丁目 五番一六号

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	津原 一之
---------------------------	---	-------

四 届出年月日
平成二十八年四月十四日
五 変更年月日
平成二十四年二月十四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・ビッグ周東店
所在地 岩国市周東町下久原四七四の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号
株式会社 加栗 章男
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の住所	〃	兵庫県姫路市三左衛門堀東の町一三二一	広島市南区段原南一丁目三番五二号
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	マックスバリュ西日本株式会社	〃	〃

四 届出年月日
平成二十八年四月十四日
五 変更年月日
平成二十四年五月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・ビッグ周東店
所在地 岩国市周東町下久原四七四の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号
株式会社 加栗 章男
代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	〃	岩本 隆雄	加栗 章男
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	マックスバリュ西日本株式会社	〃	〃

四 届出年月日
平成二十八年四月十四日
五 変更年月日
平成二十五年五月二十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・ビッグ周東店
所在地 岩国市周東町下久原四七四の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号
株式会社 加栗 章男
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	〃	株式会社エム・ジー・アール	株式会社岩国イーエローハット
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	〃	岩国市麻里布町六丁目八番一〇号
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	〃	多田 彰生

四 届出年月日
平成二十八年四月十四日
五 変更年月日

平成二十五年八月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ザ・ビッグ周東店
 所在地 岩国市周東町下久原四七四の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住
 住所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
 株式会社
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
株式会社ハーティウオンツ	福岡 慎二	村上 正一

- 四 届出年月日
 平成二十八年四月十四日
 変更年月日
 平成二十七年八月七日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ザ・ビッグ周東店
 所在地 岩国市周東町下久原四七四の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住
 住所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
 株式会社
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
株式会社ツルハグループ ラック&ファーマシー西日本	株式会社ハーティウオンツ	株式会社ツルハグループ ファーマシー西日本

- 四 届出年月日
 平成二十八年四月十四日
 変更年月日
 平成二十七年八月十六日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ザ・ビッグ周東店
 所在地 岩国市周東町下久原四七四の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住
 住所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
 株式会社
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
藤家フーズ株式会社 有限会社湯本林業 有限会社メディア企画 有限会社メディア企画 国際貿易株式会社	藤家フーズ株式会社 有限会社湯本林業 有限会社メディア企画 有限会社メディア企画 国際貿易株式会社	藤家フーズ株式会社 有限会社湯本林業 有限会社メディア企画 有限会社メディア企画 国際貿易株式会社

- 四 届出年月日
 平成二十八年四月十四日
 変更年月日

平成二十八年一月二十五日

(一九八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次の
 とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成二十八年五月六日から同年九月六日までの間、山口県商工労働部商
 政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年五月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 マックスバリュ室積店

所在地 光市新開二丁目一番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南二丁目三番五二号 加栗 章男
 株式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	赤川 正行	赤川 正行	—
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	島岡 徳子	—	島岡 徳子
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	—	光市丸山町一五番六号

四 届出年月日

平成二十八年四月十四日

五 変更年月日

平成二十二年一月二十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 マックスバリュ室積店

所在地 光市新開二丁目一番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南二丁目三番五二号 加栗 章男
 株式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社富宮製パン所	—

四 届出年月日

平成二十八年四月十四日

五 変更年月日

平成二十三年四月二十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 マックスバリュ室積店

所在地 光市新開二丁目一番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南二丁目三番五二号 加栗 章男
 株式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の住所	大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	兵庫東姫路市三左衛門堀東の町一三二一	広島市南区段原南一丁目三番五二号
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	マックスバリュ西日本株式会社	—

四 届出年月日

平成二十八年四月十四日

五 変更年月日

平成二十四年五月十五日

四 届出年月日

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗にお いて小売業を行 う者の氏名又は名 称	変更前 岩本 隆雄	変更後 加栗 章男
マックスバリュ西日本株式会社	マックスバリュ西日本株式会社	〃	〃

三 変更に係る事項の概要

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ室積店
所在地 光市新開二丁目一番一号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南二丁目三番五二号 加栗 章男
式会社
- 三 変更に係る事項の概要

五 変更年月日

平成二十八年四月十四日

四 届出年月日

変更に係る事項 大規模小売店舗にお いて小売業を行 う者の氏名又は名 称	株式会社ブラザクリエイト	変更前	変更後
--	--------------	-----	-----

三 変更に係る事項の概要

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ室積店
所在地 光市新開二丁目一番一号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南二丁目三番五二号 加栗 章男
式会社
- 三 変更に係る事項の概要

五 変更年月日

平成二十八年四月十四日

五 変更年月日

平成二十五年五月二十二日

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
---------	-----	-----

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ室積店
所在地 光市新開二丁目一番一号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南二丁目三番五二号 加栗 章男
式会社
- 三 変更に係る事項の概要

四 届出年月日

平成二十八年四月十四日

五 変更年月日

平成二十七年八月七日

変更に係る事項 大規模小売店舗にお いて小売業を行 う者の代表者の氏 名	株式会社ハイティウオンツ	変更前 福岡 慎二	変更後 村上 正一
--	--------------	--------------	--------------

三 変更に係る事項の概要

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ室積店
所在地 光市新開二丁目一番一号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南二丁目三番五二号 加栗 章男
式会社
- 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

株式会社ハーティウォンツ

株式会社ツルハグループ
ラック&ファーマシー西日本

- 四 届出年月日
平成二十八年四月十四日
- 五 変更年月日
平成二十七年八月十六日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ室積店
所在地 光市新開二丁目一番一号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南二丁目三番五二号 加栗 章男
会社社
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ツルハグループ ラック&ファーマシー西日本	変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ハーティウォンツ
--------------------------------------	--	--

- 四 届出年月日
平成二十八年四月十四日
- 五 変更年月日
平成二十八年一月二十五日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ室積店
所在地 光市新開二丁目一番一号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南二丁目三番五二号 加栗 章男
会社社
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	室積ショッピングセンター	マックスバリュ室積店

- 四 届出年月日
平成二十八年四月十四日
- 五 変更年月日
平成二十八年三月一日

(二九九) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年五月六日から同年九月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年五月六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 浅江ショッピングセンター
所在地 光市浅江四丁目四〇三〇の三
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南二丁目三番五二号 加栗 章男
株式会社
- 三 変更に係る事項の概要
株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五 飯塚 正

変更に係る事項	変更前	変更後
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前六時から午後九時まで	午前四時から午後二時まで

- 四 届出年月日
平成二十八年四月十四日

五 変更年月日
平成二十八年五月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 浅江ショッピングセンター

所在地 光市浅江四丁目四〇三〇の三
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
株式会社 飯塚 正

三 株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五
三 変更に係る事項

荷さばき施設の位置
四 届出年月日

平成二十八年四月十四日

五 変更年月日
平成二十八年五月一日

(二〇〇) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年五月六日から同年九月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び平生町役場において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年五月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン平生

所在地 熊毛郡平生町大字平生町五八八の三
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目三番二号 川村 嘉則
平生町 熊毛郡平生町大字平生町二〇〇の一 山田 健一

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前六時から翌日の午前三時まで	午前零時から午後二時まで

四 届出年月日
平成二十八年四月十四日
五 変更年月日
平成二十八年五月一日

(二〇一) 県営阿武地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営阿武地区中山間地域総合整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十八年五月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営阿武地区中山間地域総合整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十八年五月九日から同月三十日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二〇二) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十八年五月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量及び国土広域情報修正測量)
- 二 作業の地域
山口県全域
- 三 作業の期間
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十八年五月六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び予定数量
ガソリン 三百十二キロリットル
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成二十八年三月二十四日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
富士商株式会社 山陽小野田市稲荷町一〇番二三号
- 六 落札金額
一リットル当たり九十七円九銭
- 七 入札公告日
平成二十八年二月十二日
- 八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

(三) 購入
落札方式
最低価格

平成二十八年五月六日印刷

発行所

山口県知事